



横浜市緑区十日市場町周辺地域における  
持続可能な住宅地推進プロジェクト  
22 街区事業者公募要項

平成 31 年 2 月

横浜市



第 1	事業の概要	・・・ 4
1	事業の目的 ～持続可能な住宅地推進プロジェクト（緑区十日市場町周辺地域）とは～	
2	十日市場町周辺地域の現状と課題	
3	関連する行政計画	
4	十日市場センター地区におけるまちづくりの3つの視点と6つのコンセプト	
5	事業の流れ	
6	選定された事業者の役割	
7	横浜市の役割	
8	事業スケジュール（予定）	
第 2	先行街区の事業計画内容	・・・ 11
1	十日市場センター地区のマスタープラン	
2	施設計画概要	
3	コミュニティマネジメント	
第 3	公募内容	・・・ 16
1	前提条件	
2	22 街区のコンセプト	
3	提案を求める内容	
4	提案資料の構成・内容	
5	評価基準	
第 4	応募の手續と選定	・・・ 22
1	応募の手續	
2	提出資料・提出方法	
3	選定について	

第5	事業予定者決定後の措置に関する事項	・・・31
1	契約等の手続	
2	事業者の権利義務等に関する制限	
3	横浜市と事業者の責任分担	
4	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	
5	事業の継続が困難になった場合における措置	
6	契約等の停止条件	
7	事業予定者決定の取消及び優秀者（次点者）の繰り上げ	
第6	土地の売払い	・・・34
1	土地の取扱い	
2	土地の売払いについての手続等	
3	用途指定	
4	違約金	
5	土壌汚染	
6	街区内に残存する工作物等の撤去について	
7	瑕疵担保	
8	その他	
第7	その他	・・・37
1	失格要件	
2	個人情報の利用目的	
3	その他	
第8	問合せ先	・・・38

【別添】様式集



## 第1 事業の概要

### 1 事業の目的 ～持続可能な住宅地推進プロジェクト（緑区十日市場町周辺地域）とは～

横浜市の郊外住宅地は、高度経済成長期に東京都心部へ集中する人口の居住地として開発が進みました。多くの郊外住宅地は身近に緑地や公園があり、良好な街並みが形成され、多様で活発な市民活動が行われており、様々な魅力を有しています。

一方、郊外住宅地では住民の高齢化や若い世代の減少が進み、自治会活動等の担い手不足により、コミュニティの希薄化等の課題が現れつつあります。

横浜市では平成 25 年度から地域特性の異なる 4 つのモデル地区（東急田園都市線沿線地域、磯子区洋光台周辺地区、緑区十日市場町周辺地域、相鉄いずみ野線沿線地域）で鉄道事業者や開発事業者などの民間事業者や大学等と連携し、多様な地域の課題（子育て支援、医療・介護・福祉、地域交通等）解決に取り組んできました。

『中期 4 か年計画 2018 - 2021』では、郊外部の活性化を図るため、「人が、企業が集い躍動するまちづくり」として「誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部」を目指し、コンパクトな郊外部のまちづくりの推進に取り組み、【SDGs 未来都市・横浜】<sup>1</sup>として「環境」「経済」「社会」の三側面の好循環を生む横浜型大都市モデルの創出を目指しています。

緑区十日市場町周辺地域では市有地を活用して民間活力を導入し周辺住宅地を含めた地域の課題解決を目指してきましたが、この度 20、21 街区（以下、「先行街区」という）に引き続き、**22 街区を整備する事業者を企画提案型公募方式により公募します。**

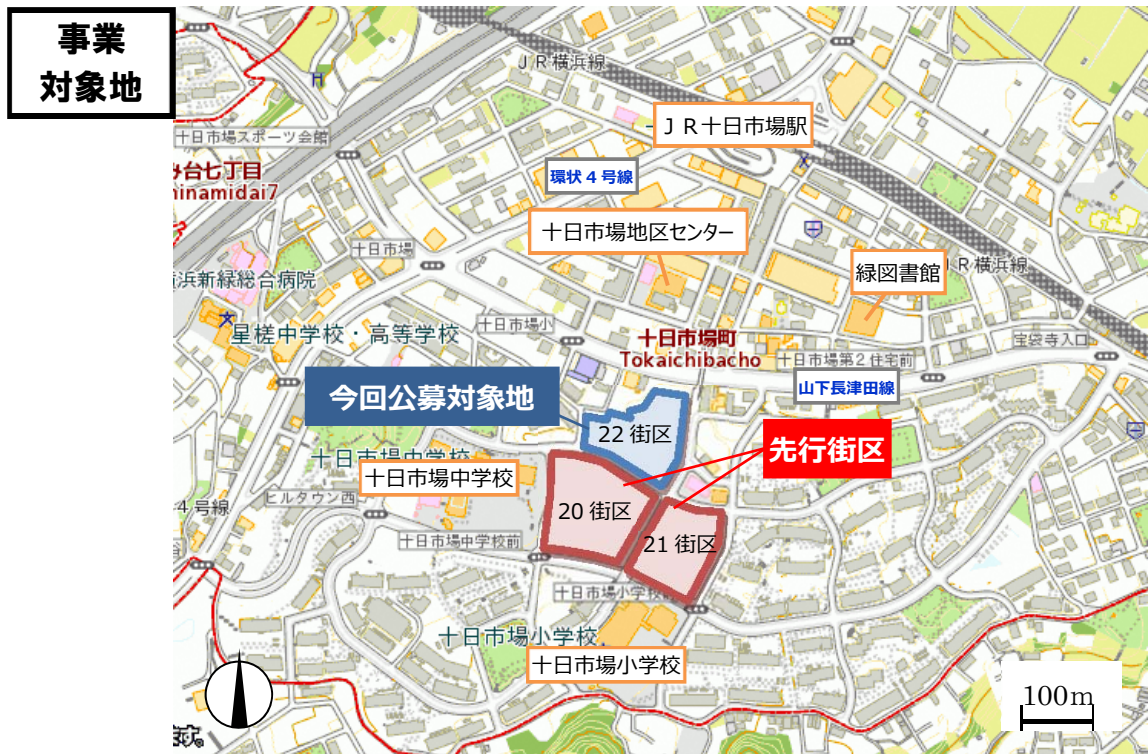
◇持続可能な住宅地推進プロジェクト ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/jizokukanoupj/>

---

<sup>1</sup>SDGs 未来都市

横浜市は 2018 年 6 月に、SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市「SDGs 未来都市」と、その中で特に先駆的な取組をする「自治体 SDGs モデル事業」に選定されました。「環境を軸に、経済や文化・芸術による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市」の実現をビジョンに、SDGs 未来都市の大都市モデルに挑戦しています。その取組の一つとして、横浜市民の多くが居住する郊外部で、団地の再生や、IoT 技術の活用などによる「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めます。



		先行街区		今回公募対象地
		20 街区	21 街区	22 街区
所在地		緑区十日市場町 1, 481 番 3 ほか		緑区十日市場町 1, 481 番 20 ほか
土地面積		14, 742. 06 m <sup>2</sup>	8, 488. 21 m <sup>2</sup>	11, 444. 23 m <sup>2</sup>
地目		宅地	宅地	宅地
都市計画 による 制限	用途地域	第一種中高層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域 (一部 準住居地域)
	建蔽率	60%		60%
	容積率	150%		150% (一部 200%)
	防火地域及び 準防火地域	準防火地域		準防火地域
	高度地区	第3種高度地区		第3種高度地区 (一部第4種高度地区)
	地区計画	緑十日市場住宅団地地区地区計画		緑十日市場住宅団地地 区地区計画

※ この公募要項における地域の範囲は、次のとおりです。

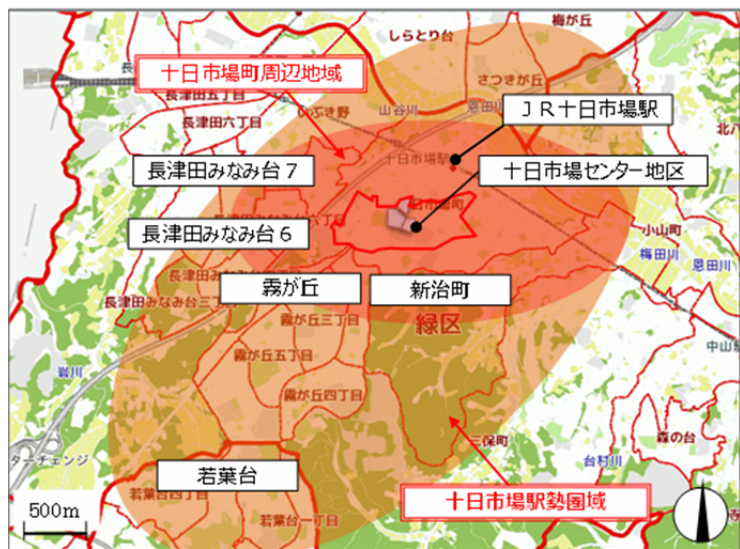


#### 十日市場センター地区

- ・対象地区は20街区、21街区、22街区。
- ・緑区十日市場住宅団地地区地区計画におけるセンター地区の一部。
- ・『十日市場ヒルタウン』は、3つの街区を含み、市営住宅とUR都市機構の集合住宅からなり、「十日市場団地」とも呼ばれています。

#### 十日市場町周辺地域

十日市場センター地区を含む『十日市場ヒルタウン』及びJR横浜線十日市場駅のある十日市場町のほか、周辺の新治町、長津田みなみ台6丁目、7丁目を含みます。



#### 十日市場駅勢圏域

JR横浜線十日市場駅を主に利用する地域。「十日市場センター地区」、「十日市場町周辺地域」のほか、霧が丘、若葉台などを含む、JR横浜線十日市場駅へバス便を利用する地域です。

## 2 十日市場町周辺地域の現状と課題

十日市場町周辺地域における現状と課題を次のように定めました。

公募提案にあたっては、これらを踏まえたうえで、「誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部」のまちづくりの推進が図られる提案を求めます。

### (1) 地域コミュニティの衰退への懸念

十日市場町周辺地域では自治会による地域活動が展開されていますが、住民の高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手が不足しています。

### (2) 子どもの居場所、子育て世帯を支える機会や場の不足

十日市場駅周辺では、平成30年7月に「こどもの居場所づくり検討委員会」<sup>2</sup>が発足するなど、子どもの居場所、子育て世帯を支える機会や場が求められています。

## 3 関連する行政計画

本事業は、次の各計画に準拠してください。

- (1) 横浜市中期4か年計画 2018－2021
- (2) 横浜市都市計画マスタープラン全体構想
- (3) 横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン（緑区まちづくり計画）
- (4) 横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (5) 横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備方針
- (6) 横浜国際港都建設計画都市再開発の方針
- (7) 横浜市住生活基本計画
- (8) 横浜市SDGs未来都市計画
- (9) 横浜市水と緑の基本計画
- (10) 横浜市環境管理計画
- (11) 横浜市地域福祉保健計画
- (12) 緑区地域福祉保健計画 みどりのわ・ささえ愛プラン
- (13) 横浜市地球温暖化対策実行計画
- (14) 生物多様性横浜行動計画「ヨコハマbプラン」

---

<sup>2</sup> こどもの居場所づくり検討委員会

緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の地区別計画推進委員会の中で提起された“子どもの状況に関する課題”の解決に向けて発足した委員会。各地区の主任児童委員や子育て支援に携わる方々、十日市場・新治小学校、十日市場中学校の校長や十日市場地域ケアプラザ・緑区役所の職員らで検討を行っている。



#### 4 十日市場センター地区におけるまちづくりの3つの視点と6つのコンセプト

十日市場センター地区におけるまちづくりは、「日常生活を支えるサービス機能を備え、多世代が互いに支え合う住まい」、「市民力・企業力・地域資源を生かした持続可能なマネジメントシステムの構築」、「住み続けることができる愛着のあるまち」の3つの視点を重視しています。

この3つの視点を踏まえ、十日市場センター地区では6つのコンセプトに基づく取組を行っています。



(※1) 横浜市は、子育て世代、高齢者、学生等の多様な世代と交流しながら地域の中で安心して住み続けられるよう、生活支援や地域交流等の機能を備えた住宅を「よこはま多世代・地域交流型住宅」として認定しています。

十日市場町周辺地域の課題解決に向け、今回の公募選定事業者による事業は「よこはま多世代・地域交流型住宅」として認定される予定です。

【参考】よこはま多世代・地域交流型住宅ホームページ：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/suumai/>

(※2) 高齢者が住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが包括的・継続的に提供される体制。

## 5 事業の流れ

事業の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 横浜市は、十日市場センター地区 22 街区の建物計画（住宅及び施設）、事業計画の提案及び事業を実施できる事業者を公募して選定する。
- (2) 選定された事業者は、横浜市と事業実施協定<sup>3</sup>及び土地売買仮契約を締結する。
- (3) 横浜市は、選定された事業者に 22 街区の市有地を売り払う。
- (4) 選定された事業者は事業に着手し、十日市場センター地区のコミュニティマネジメント（※1）（15 ページ参照）に参画する。
- (5) 選定された事業者は、供用開始後、効果検証（※2）を実施する。  
（※1）開始時期及び内容については横浜市と協議の上決定します。  
（※2）効果検証の期間は、原則 5 年間とします。効果検証の方法は、横浜市と協議の上決定します。

## 6 選定された事業者の役割

- (1) 先行街区事業で実施するコミュニティマネジメントへの参画及び実施
- (2) 事業の効果検証の実施
- (3) 22 街区の入居者による自治会の立上げ支援及び自治会加入への促進（100%加入を目指すこと）
- (4) 20 街区と 22 街区の通り抜け通路をつなぐための横断歩道等設置に係る関係部署との協議

## 7 横浜市の役割

- (1) 選定された事業者が行う各種広報の協力
- (2) 施策実施に有効な補助事業の情報提供や活用支援
- (3) コミュニティマネジメントに必要な情報の提供や、関係団体等との連携体制の構築に対する支援
- (4) 20 街区と 22 街区の通り抜け通路をつなぐための横断歩道等設置に係る関係部署と選定された事業者との調整

---

<sup>3</sup> 事業実施協定

十日市場センター地区 22 街区における取組事項、事業の構成員及び協定期間等の必要な事項について定めた協定

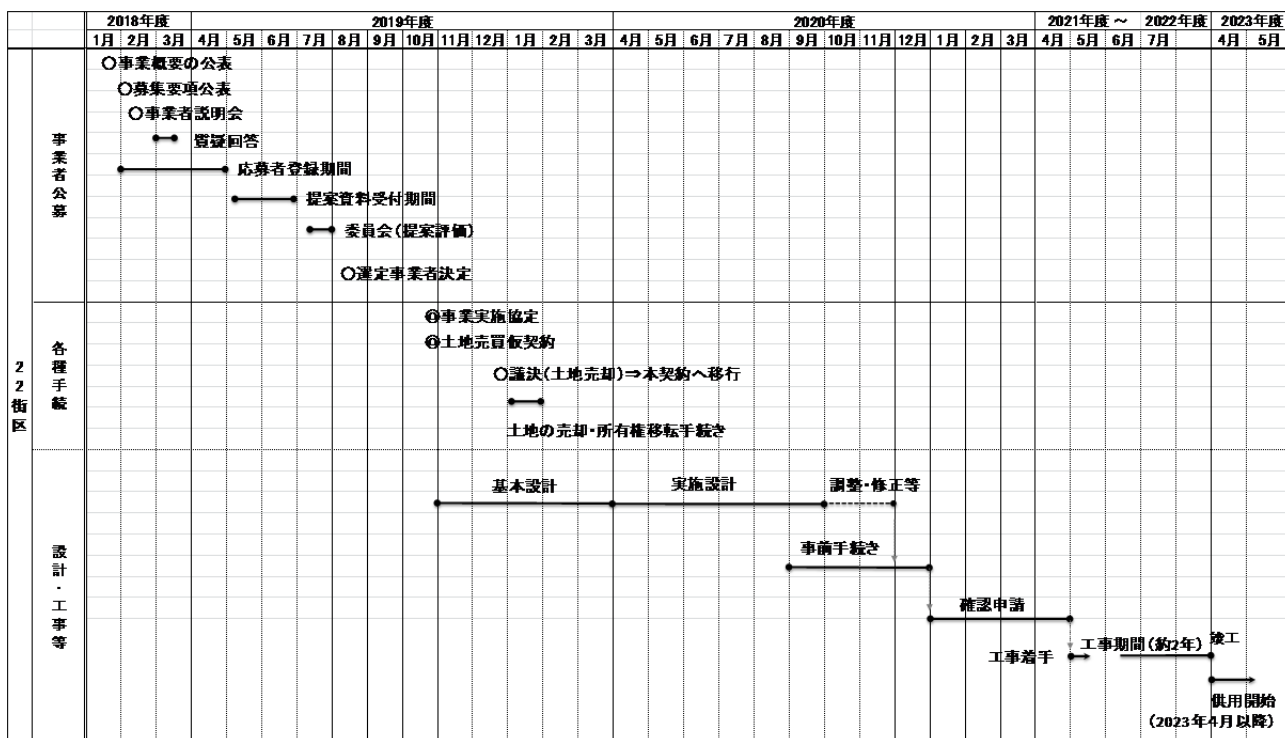
## 8 事業スケジュール（予定）

事項	期間
公募・審査・事業予定者の公表	2019年2月～2019年8月
事業実施協定	2019年10月末
土地売買契約（仮契約）	2019年10月末
土地売買契約 （市会の議決後、本契約に移行）	2019年12月末
土地所有権移転手続	2020年1月
工事期間（着手から竣工まで）	2021年度～2022年度
供用開始	2023年4月

※供用開始は2023年4月を目指すものとします。

選定事業者決定後の設計期間、工事期間等については、選定事業者のスケジュールに応じて変更可能ですが、横浜市との協議・調整が必要となります。

### 参考：工程表



## 第2 先行街区の事業計画内容

十日市場センター地区は、「(1)地区の目標像」及び「(2) 空間整備のコンセプト」を『十日市場センター地区のマスタープラン』として定めています。22 街区の事業計画提案にあたっては、このマスタープランを遵守して下さい。

### 1 十日市場センター地区のマスタープラン

#### (1) 地区の目標像

##### ①暮らし「多様な世代・家族が交流し支え合う、いきいきとした暮らしの実現」

少子高齢化といった人口構成の偏りは地域の活力の低下につながるため、子どもからお年寄り、共働きの夫婦や一人暮らしの方々など、バランスよくミックスしたまちであることが大切です。

多様な世代・家族が交流し支え合いながら、いきいきと暮らせる住まいづくりを目指します。

+

##### ②住環境「緑豊かで賑わいを感じられるシンボル空間の創出」

住宅を中心に開発された郊外住宅地には、地域の人々が集い活動することができ、活気と賑わいのある場(舞台)を設けることが大切です。

周辺地域に開放された緑豊かで地域のシンボルとなる空間づくりを目指します。

+

##### ③しくみ「まちの活力を維持するため、様々な主体が地域社会を協働運営する仕組みづくり」

新しい住宅地では、新住民同士が自然にコミュニティを形成し、地域を運営する仕組みが必要です。

このため、エリアマネジメント、エネルギーマネジメント、住まいのマネジメントを通じ、まちの活力を維持する仕組みづくりを目指します。



このプロジェクトをきっかけに、十日市場町周辺地域の活性化を図ります。

##### 『地域の人・資源などの魅力を育む十日市場ブランドの創造』

- 地域の人々と地域の魅力を繋ぐ取組み
- 地域連携の基盤づくり
- 多様な交流づくりとまちの活性化

ブランド: 地域の「知名度」、不動産的「資産価値」、地域住民の「誇り(プライド)」などを総合したもの

## (2) 空間整備のコンセプト



※「MINA GARDEN 十日市場」や「新治市民の森」など周辺地域の環境に配慮した計画としています。

20 街区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多世代型の分譲住宅</li> <li>・子育て支援機能・生活サービスを導入し、子どもを軸とした交流・活動を実施</li> </ul>
21 街区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニア住宅・戸建住宅等</li> <li>・医療福祉機能、コミュニティカフェ等を導入し、シニアと子どもを軸とした交流・活動を実施</li> </ul>
22 街区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯向け住宅</li> <li>・子ども・子育て支援機能を導入</li> </ul>

## 2 施設計画概要

### (1) 20 街区の施設概要

建築確認申請内容

項目	規模等
建築面積	4,183.42 m <sup>2</sup>
延べ面積	27,809.43 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造
規模	地上14階1棟、9階1棟、11階1棟
建物高さ	42.12m
主要用途	共同住宅（3棟） 集会所、店舗、学童施設

（事業者：東京急行電鉄株式会社、東急不動産株式会社、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社）

※建築確認申請時の施設概要のため、一部変更となることがあります。

### (2) 21 街区の施設概要

項目		規模等		
建築面積	賃貸住宅・生活支援施設		2,110.67 m <sup>2</sup>	
	戸建て住宅		約480 m <sup>2</sup>	
延べ面積	賃貸住宅・生活支援施設		11,465.07 m <sup>2</sup>	
	戸建て住宅		約800 m <sup>2</sup>	
構造	賃貸住宅・生活支援施設		鉄筋コンクリート造	
	戸建て		木造	
規模	賃貸住宅・生活支援施設		地上9階建て	
	戸建て住宅		地上2階建て	
建物高さ	賃貸住宅・生活支援施設		30.81m	
	戸建て住宅		約10m	
施設用途	サービス付高齢者向け住宅	181戸	コミュニティスペース・多目的室	約200 m <sup>2</sup>
	高齢者向け優良賃貸住宅	30戸	保育所	約450 m <sup>2</sup>
	一般賃貸住宅	2戸	高齢者向けデイサービス	約230 m <sup>2</sup>
	コミュニティカフェ・レストラン	約320 m <sup>2</sup>	戸建住宅	8区画

（事業者：東急不動産株式会社）

### 先行街区配置図



### 先行街区パース



### 3 コミュニティマネジメント

十日市場センター地区では、(1)エリアマネジメント、(2)エネルギーマネジメント及び(3)住まいのマネジメントからなる【コミュニティマネジメント】を実施することで持続可能なまちづくりを目指しています。選定される事業者が整備を進める22街区もこれらの仕組みに参画することで、十日市場センター地区は一体的な運営を図ることとします。

#### (1) 地域の魅力を高める“エリアマネジメント”

豊かな自然環境や農、様々な人々や他の地域拠点となる施設の活動など、まちの魅力を活かしたイベント・交流を通じて、地域への愛着を育み、さらに地域の魅力や資産価値を高めていきます。

(詳細はデータ集の資料5『(仮)十日市場センター地区エリアマネジメント活動基本計画』を参照ください)

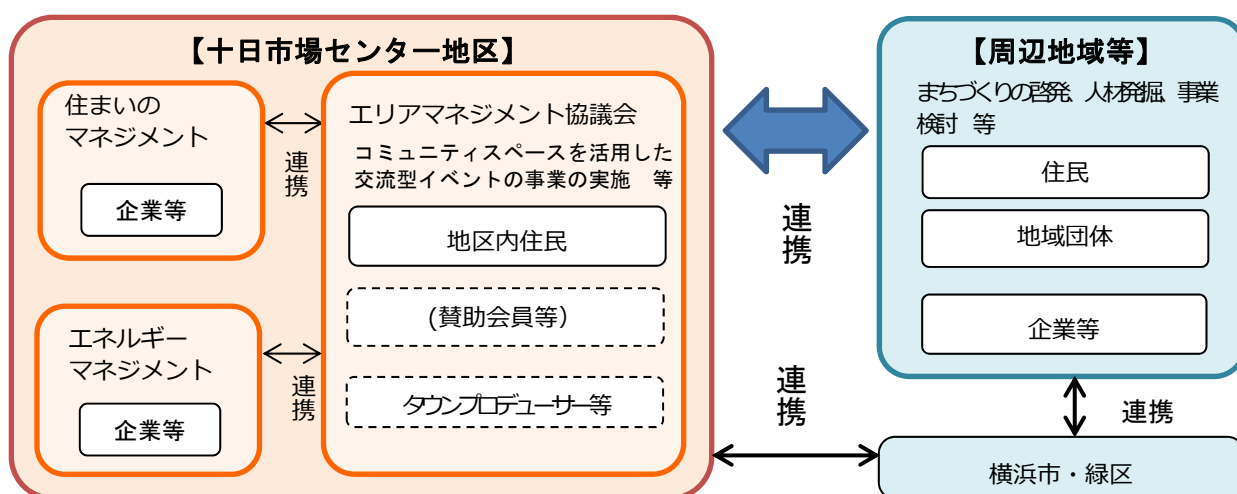
#### (2) 省エネルギーを促進する“エネルギーマネジメント”

創エネルギー等、環境性能の高い住宅・建物の整備や、エネルギーの見える化による省エネルギー活動支援等により、エネルギーをできるだけ使わない生活づくりを目指すとともに、個人の行動が街区全体の広がるようなイベント等を通じて省エネルギー活動を促進します。

#### (3) 住み替えや近居を誘導する“住まいのマネジメント”

日常の暮らしや住まい、情報のサポートを行う相談窓口を設置し、地域内での住み替えや家族の近居・隣居を誘導・支援する仕組みづくりを行います。

センター地区のコミュニティマネジメントの概念図





## 第3 公募内容

### 1 前提条件

提案書を作成するにあたり、計画全体及び建築計画上の前提条件を次のとおりとします。

#### (1) 計画全体の前提条件（3項目）

##### ア 十日市場センター地区のまちづくりに関する3つの視点と6つのコンセプトの反映

3つの視点と6つのコンセプト（8ページ参照）は十日市場センター地区全体に適用されるまちづくりの考え方となります。これらを念頭におき提案してください。

##### イ 十日市場センター地区のマスタープランの遵守

十日市場センター地区のマスタープラン（11, 12ページ参照）を遵守して、22街区のまちづくりを計画し、提案してください。

##### ウ コミュニティマネジメントへの参画

選定された事業者及び住民は、コミュニティマネジメント（15ページ参照）への参画を必須とします。

#### (2) 建築計画上の前提条件（4項目）

##### ア 建築物のエネルギー消費性能の向上

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律で定める省エネルギー基準の一次エネルギー消費量10%以上削減

##### イ HEMS<sup>4</sup>の全戸導入

HEMSを全戸（非住宅用途も含む）に導入してください。

##### ウ 電気自動車を利用できる環境の整備

電気自動車（PHV・EV等）の充電設備を設置してください。

##### エ 災害の発災後、居住者が3日間以上、生活維持が可能となるための対策

「防災よこはま」に基づき、最低3日分の備蓄と備蓄倉庫を設けてください。

（参考）地域の防災・減災活動を学ぶための冊子『防災よこはま』

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/bo-saiyokohama/bo-saiyokohama.html>

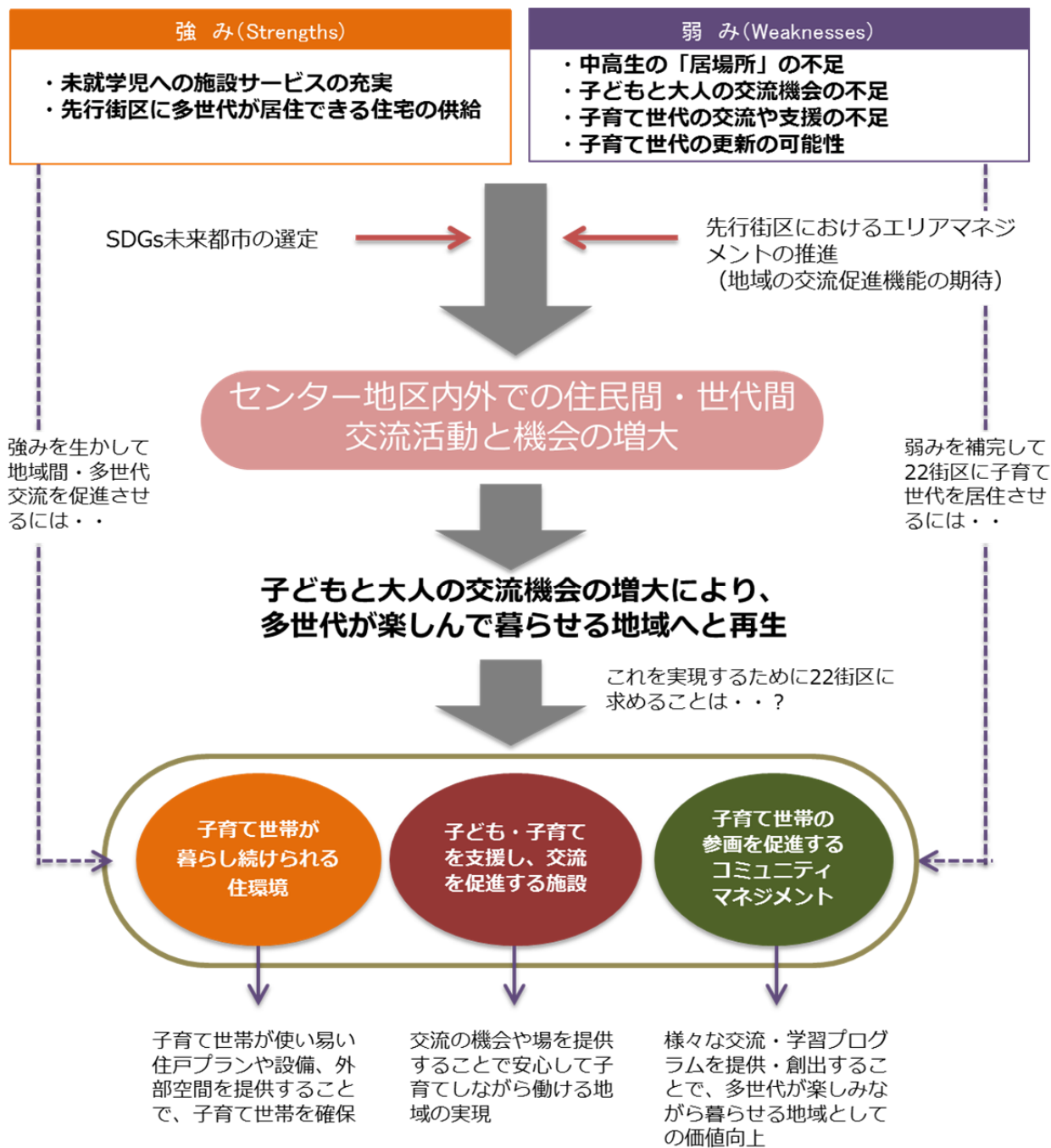
---

<sup>4</sup> HEMS：ホーム・エネルギー・マネジメント・システム（Home Energy Management System）の略称。  
住戸内の電力量等のエネルギーの使用量が確認できるシステムのこと。

## 2 22 街区のコンセプト

### (1) 22 街区における取組の方向性

十日市場町周辺地域における子育て環境に関する現状の「強み」と「弱み」を整理し、取組の方向性を示します。

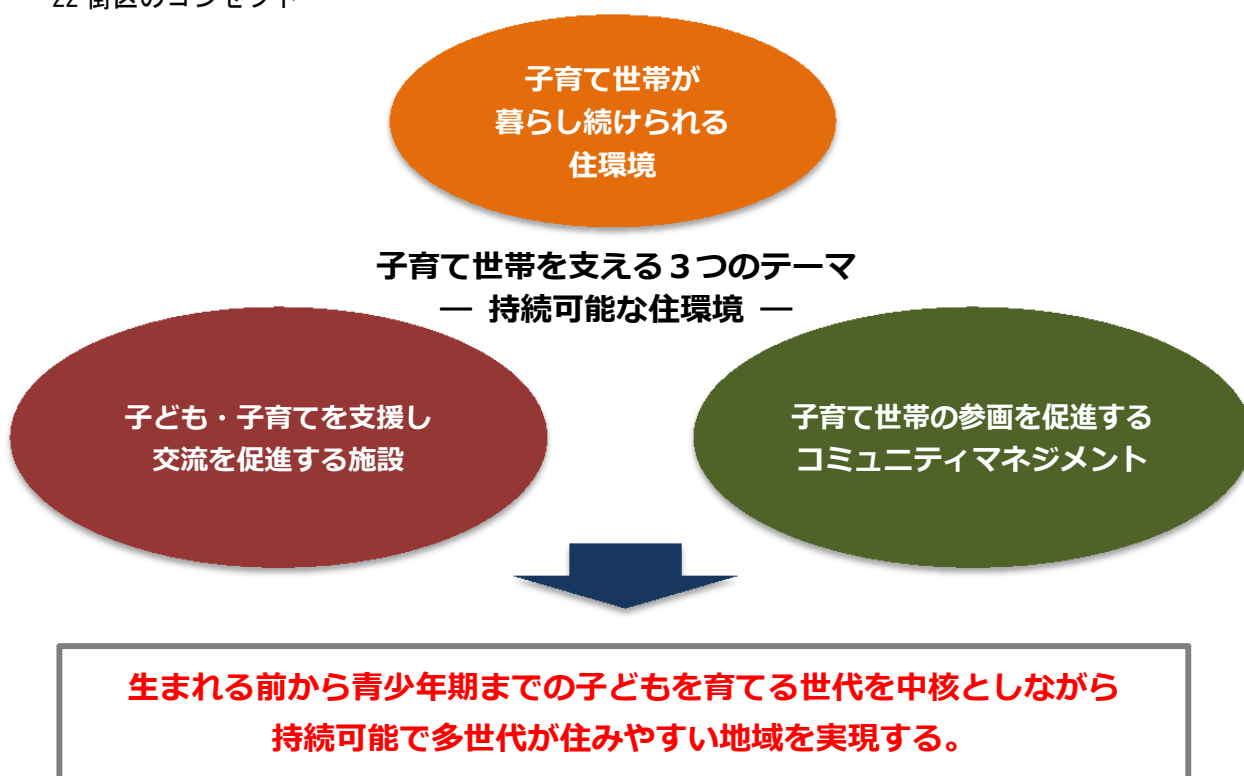


## (2) 22 街区のコンセプト

子育て世帯を支え、持続可能な住環境を実現するために、「子育て世帯が暮らし続けられる住環境の提供」「子ども・子育てを支援し、交流を促進する施設」「子育て世帯の参画を促進するコミュニティマネジメント」を3つの重要なテーマとし、本公募における「子ども」とは、「生まれる前から青少年期まで」を含むものとします。

この3つのテーマにより、子どもや子育てを通じて多様な交流機会を自ら作り上げていくような住民が選ぶ地域になり、「生まれる前から青少年期までの子どもを育てる世代を中核としながら持続可能で多世代が住みやすい地域」の実現を目指します。

### 22 街区のコンセプト



本事業はSDGsの17のゴールのうち、主に次のゴールとの関係を意識したものとしています。



### 3 提案を求める内容

事業提案書では、先述した 22 街区のコンセプトを踏まえて、次の項目と内容について提案をしてください。

#### 項目と内容

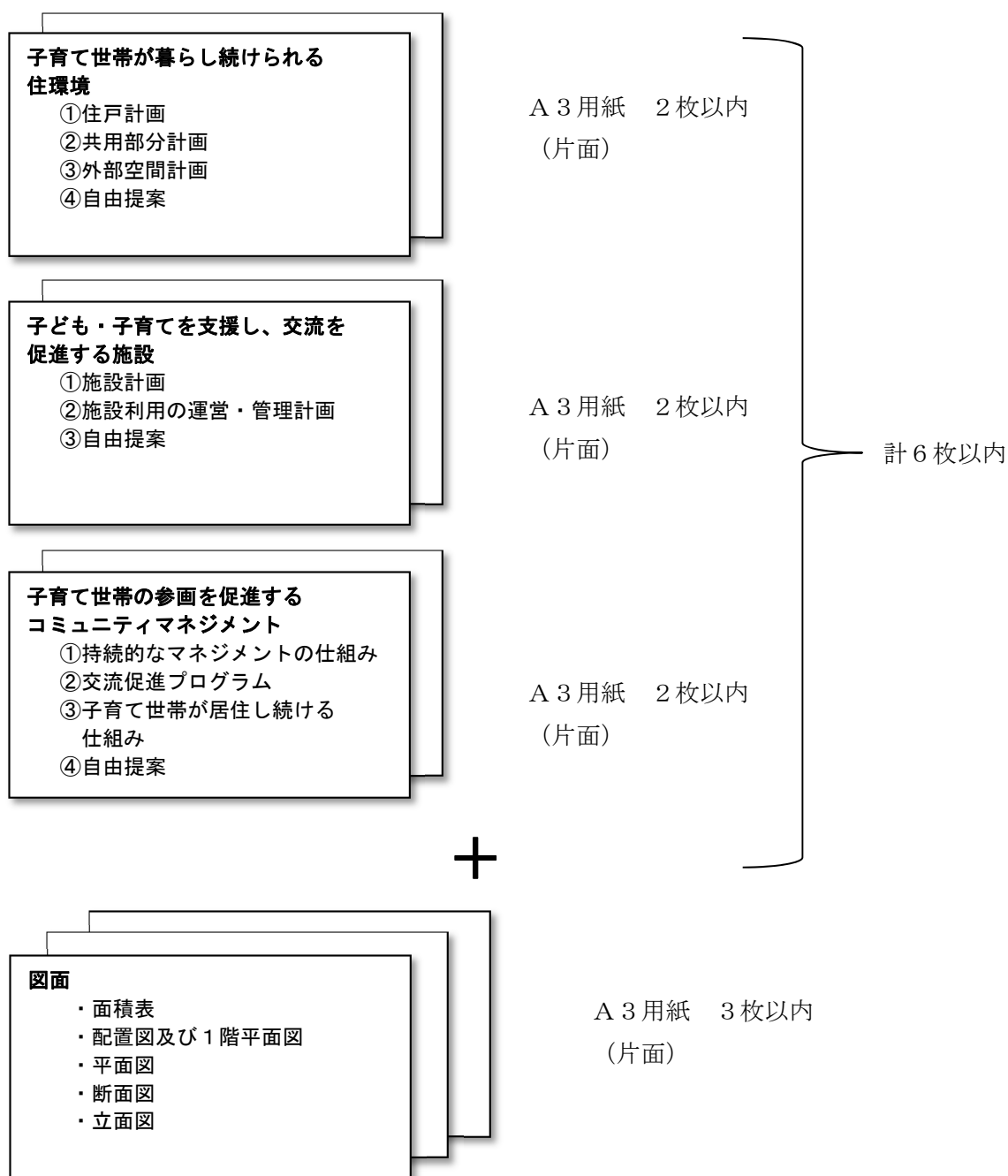
テーマ	項目	内容
子育て世帯が暮らし続けられる住環境	①住戸計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主に子育て世帯向けの住戸を設けてください。</li> <li>●保護者及び子どものそれぞれの視点における住戸計画としてください。</li> </ul>
	②共用部分計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世帯向けの共用部分（エントランスや共用廊下等）を設けてください。</li> <li>●主に子育て世帯にとって使いやすい共用部分の計画としてください。</li> </ul>
	③外部空間計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世帯向けの遊び場及び周辺地域に配慮した通路や広場を設けてください。</li> <li>●先行街区や周辺地域との調和性、子どもの居場所となる仕掛けや設え、安全・防犯対策等を考慮した計画としてください。</li> </ul>
	④自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世帯が暮らし続けられる住環境にふさわしい独自性のあるものを提案してください。</li> </ul>
子ども・子育てを支援し、交流を促進する施設	①施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●十日市場町周辺地域の現状を踏まえた上で、子ども・子育てを支援し、必要な交流を促進する施設を設けてください。</li> <li>●住民（特に子ども同士や子育て世代同士）及び周辺地域の方々との交流が促進される計画としてください。</li> <li>●多様な使い方にも対応できる柔軟性のある計画としてください。</li> </ul>
	②施設利用の運営・管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育てを支援し、交流を促進する施設を持続的に運営出来るような運営・管理形態としてください。</li> <li>●利用者層の広がりや地域活性化にも寄与する施設の利用ルールとしてください。</li> </ul>
	③自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育てを支援し、交流を促進する施設にふさわしい独自性のあるものを提案してください。</li> </ul>
子育て世帯の参画を促進するコミュニティマネジメント	①持続的なマネジメントの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●十日市場センター地区のコミュニティマネジメント活動について、住民が主体的に参画するための仕組みや仕掛けを設けてください。</li> </ul>
	②交流促進プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の情報を入手し、子育て世帯を支えるような、子育て世帯と地域交流施設・住民等の交流が促進されるプログラムを提案してください。</li> <li>●よりよい社会や新たな価値を創造できる子どもを育てていくために、子どもの創造性・自立性・社会性を育成するプログラムを提案してください。</li> </ul>
	③子育て世帯が居住し続ける仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世帯が常に入ってくる仕組みを提案してください。</li> </ul>
	④自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世帯の参画を促進するコミュニティマネジメントにふさわしい独自性のあるものを提案してください。</li> </ul>

#### 4 提案資料の構成・内容

提案書はA3用紙(横使い)を使い、本文の文字は10ポイント以上とし、1つのテーマ(18ページ参照)につき2枚以内とし、3つのテーマ全てに提案をしてください。(図及びイラスト等の使用は可能です)

さらに、図面は面積表、配置図及び1階平面図、平面図、断面図、立面図をA3用紙(横使い)3枚以内に記載してください。

#### 提案資料のイメージ



## 5 評価基準

評価の視点、配点、係数及び得点は次のとおりです。「提案を求める項目と評価の視点」の項目ごとに、4点満点の配点とします。

### 提案を求める項目と評価の視点

テーマ	提案を求める項目		評価の視点	配点	係数	得点
子育て世帯が暮らし続けられる 住環境	①住戸計画	保護者視点での計画	・保護者が子育てしやすい住戸計画となっているか	4	1.5	6
		子ども視点での計画	・子どもが健康で安心・安全に成長できる住戸計画となっているか	4		6
	②共用部分計画	プラン	・子育て世帯にとって使いやすい共用部分が確保されているか	4		6
		動線	・安全かつ移動しやすい共用部分の動線計画になっているか	4		6
	③外部空間計画	ランドスケープ	・先行街区とも調和する魅力的な緑化や地形を活かした外構計画となっているか	4		6
		子ども視点での計画	・地区計画やマスタープランを踏まえた上で、子どもが遊びたくなる広場など子どもの創造性を育む計画になっているか	4		6
		安全性・防犯性	・安全性と防犯性が確保されているか	4		6
	④自由提案	通り抜け通路の有効性	・「空間整備のコンセプト」の図（12ページ参照）を踏まえ、通り抜け通路が魅力的かつ効果的な計画になっているか	4		6
			・独自性のある提案になっているか	4		6
	子ども・子育てを促進する施設	①施設計画	導入機能の有効性	・子育て支援のサービスや機能が、緑区十日市場町周辺地域のニーズにあったものとなっているか		4
施設の建築計画			・子育て世帯にとって、安全安心な計画となっているか。	4	8	
交流促進			・利用者相互（子ども同士や子育て世代同士等）及び周辺地域の方が交流を促進する計画になっているか	4	8	
施設の柔軟性			・多様な使い方・イベントに対応できる平面や設備計画になっているか	4	8	
②施設利用の運営・管理計画		施設の持続性	・施設の持続性や可変性に配慮し、利用者とともに作り上げる管理形態、運営・管理計画になっているか	4	8	
		利用者層	・利用者層の広がりや地域活性化に寄与する施設の利用ルールになっているか	4	8	
③自由提案			・独自性のある提案になっているか	4	8	
子育て世帯の参画を促進する コミュニティマネジメント	①持続的なマネジメントの仕組み	主体性の促進	・住民が主体的にエリアマネジメント活動やエネルギーマネジメント活動に取り組むための仕組みとなっているか	4	3.0	12
	②交流促進プログラム	子育て世帯を支えるプログラム	・子育て世帯と周辺地域との連携が図られ、交流が期待されるプログラムとなっているか	4		12
		子どもが育つプログラム	・子どもの創造性、自立性、社会性を育成するプログラムになっているか	4		12
	③子育て世帯が居住し続ける仕組み	子育て世帯の一定割合の確保	・子育て世帯が常に入ってくる仕組みが組み込まれているか	4		12
	④自由提案		・独自性のある提案になっているか	4		12

### 配点の基準

4	優れている	2	やや劣っている
3	やや優れている	1	劣っている

## 第4 応募の手続と選定

### 1 応募の手続

#### (1) 応募者と協力者

- ア 「応募者」は単一でも複数でも構いませんが法人とします。  
(複数の場合は、共同企業体(JV)であっても構いません)
- イ 土地売買契約を行う法人(以下、「土地売買契約予定者」という。)は、単一でも複数の法人でも構いませんが、「応募者」を構成する法人とします。
- ウ 「応募者」は施設の運営事業者、エネルギー供給会社や大学等、その他の企業や団体等の「協力者」と事業協力することができます。「応募者」は重複した応募はできません。
- エ 「応募者」及び「協力者」のいずれかに、必ず1者以上の市内企業<sup>5</sup>の参画を必須とします。  
市内企業については、分野は問いません。
- オ 市内で活動をしているNPOや大学等の積極的な参画が望ましいと考えます。

---

<sup>5</sup> 市内企業

事実上の本店所在地を横浜市内に有する者及び個人事業者にあたっては、主たる営業の拠点を横浜市内に有する者

## (2) 応募者等の資格

応募者（土地売買契約予定者を含む）及び協力者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- ア 【SDGs 未来都市・横浜】の趣旨を理解し、目的に沿った事業提案を行えること。
- イ 本公募要項及び関係法令を遵守できること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）に該当しないこと。
- エ 横浜市一般競争参加停止及び指名停止要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者。資格を判断する期間については、「第4-1-(3) 応募参加資格確認基準日」による。ただし、1か月間以内の停止期間は除く。
- オ 応募者は、「第4-1-(3) 応募参加資格確認基準日」までに横浜市有資格者名簿に登録を行っていること。
- カ 設計を担う法人等が建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- キ 施工を担う法人等が建設業法に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ク いずれかの法人等が宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有すること。
- ケ 横浜市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第23条（利益供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がないこと。
- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員でないこと。
- サ 会社更生法、破産法、若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は商法により特別清算若しくは会社整理を行っていないこと。
- シ 国税及び市税の滞納がないこと。
- ス 審査委員が在籍する法人等又はその法人等の子会社ではないこと。
- セ 「応募者」及び「協力者」のいずれかに、横浜市有資格者名簿に登録されている市内企業1者以上を含むこと。
- ソ 土地売買契約予定者となる応募者は、次の(ア)及び(イ)の条件を満たすこと。
  - (ア) 土地売買契約締結時に、原則、土地代金の全部を納付することが可能であること。
  - (イ) 直近3か年の決算において、経常損失を出していないこと。

※ 先行街区(20、21街区)の事業者は、「応募者」にはなれません。



### (3) 応募参加資格確認基準日

応募参加資格確認基準日は、次のとおりです。

ア 応募参加資格確認基準日は、提出資料受付期間最終日（2019年6月28日）とする。

イ 応募参加資格確認基準日から事業予定者決定日までの間、応募者が応募者の資格を欠くに至った場合、原則として審査対象から除外する。

### (4) 応募スケジュール

#### ■事業者公募説明会

2019年2月14日（木）、15日（金）

十日市場地区センター（横浜市緑区十日市場町808-3）

午後2時～（午後1時30分 開場）

#### ■質疑受付締切日

2019年3月1日（金） 午後5時まで

#### ■質疑回答

2019年3月15日（金）（予定）

#### ■応募者登録締切日

2019年4月26日（金） 午後5時必着

#### ■提出資料受付期間

2019年5月7日（火）～2019年6月28日（金） 午後5時 必着

#### ■応募者プレゼンテーション・ヒアリング

2019年7月下旬 （時間や場所等の詳細は2019年7月初旬に連絡する予定）

#### ■事業予定者の公表

2019年8月

※ 都合により日程等が変更される場合があります。

## (5) 事業者公募説明会

2019年2月14日(木)、15日(金) (いずれの日程も同じ内容です)  
十日市場地区センター(横浜市緑区十日市場町808-3)  
午後2時～ (午後1時30分 開場)  
※公募要項説明後、30分程度、現地22街区見学会開催予定。

※説明会への申し込みは、2019年1月21日(月)から2019年2月12日(火)午後5時までに、建築局住宅部住宅再生課のホームページ(以下、「ホームページ」という。)にある様式を用いて電子メールにて、申し込みください。

◇ホームページ:

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/tookaichiba/22kobo/>

## (6) 応募者登録

応募者は応募者登録書(1号様式)により登録してください。応募者が複数の法人の場合、応募者登録書(複数法人用)で提出してください。

次のホームページから所定様式を出力し、必要事項を記入の上、応募者登録締切日までに「第8 問合せ先」(38 ページ参照)に記載の「公募の事務局及び公募・選定に関する問合せ・各種手続の申込み先」に電子メール、又は郵送により提出してください。

◇ホームページ:

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/tookaichiba/22kobo/>

※応募者登録書の記載内容はホームページ等での公表はしません。

※応募者登録後に、提案書の提出を断念した場合、「第8 問合せ先」(38 ページ参照)に記載の「公募の事務局及び公募・選定に関する問合せ・各種手続の申込み先」へ電子メールにてご連絡ください

<応募者登録締切日>

2019年4月26日(金) 午後5時まで

## (7) 質疑回答

質疑は次の方法で受け付け、回答します。

### ア 質疑方法

公募要項等に関して質問がある場合には、応募に関する質疑書（2号様式）に質問事項を記入し、「第8 問合せ先」（38 ページ参照）に記載の「公募の事務局及び公募・選定に関する問合せ・各種手続の申込み先」へ電子メール（添付ファイル／word 形式）によりご提出ください。（着信確認を必ず行ってください）

※電話等での受付、質疑回答は一切行いません。

### <質疑受付締切日>

2019年3月1日（金）午後5時まで

### イ 回答方法

質問者全員に、「質疑書（2号様式）」に記載のある電子メールアドレスあてに回答し、また質疑事項及び回答内容をホームページにも掲載します。

なお、質疑事項等が今後選定に影響が及ぶと判断される場合には、回答出来ない場合があります。

### <回答日>

2019年3月15日（金）（予定）

## 2 提出資料・提出方法

### (1) 提出資料

提出資料については、次の表のとおりです。

項目		提出部数
応募に関わる資格確認書（3号様式）（応募者のみ）		1部
応募者リスト及び事業実績（4号様式）（応募者のみ）		1部
提案資料	提案書 ・ A3サイズ6枚以内、横使い、両面不可	各3部
	図面 ・ A3サイズ3枚以内、横使い、両面不可	
事業計画書（5号様式）（応募者のみ）		1部
最近3か年分の貸借対照表、損益計算書等（土地売買契約予定者となる応募者のみ）		1部
会社案内書（すべての応募者及び協力者）		1部
商業登記簿（写）（応募者のみ）		各1通
最近1年間の納税証明書（応募者及び協力者）		各1通
① 法人税、消費税及び地方消費税		
・ 納税証明書「その1」（最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額）		
・ 納税証明書「その3」又は「その3の3」（未納の税金がないことの証明書）		
② 法人市民税		各1通
・ 納税証明書（最近2か年分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額）		
建設業法による建設業者登録簿に登録済の証明書		1通
建築士法に基づく建築士事務所登録簿に登録済の証明書		1通
過去10年間程度の開発事業実績書（書式自由）（応募者のみ）		1部
役員氏名一覧表（役員住所、生年月日等も記載）（応募者のみ）（書式自由）		1部

※ 必要に応じて表以外の資料の提出や資料の修正及び差替えを求める場合があります。

※ 提案資料には、法人名を連想させる表現などの記載はしないでください。

※ 提案資料の構成内容については、20ページを参照ください。

### (2) 提出方法

次の提出先へ持参又は郵送してください。（持参の場合は事前連絡をお願いします。）

#### <提出資料受付期間>

2019年5月7日（火）～2019年6月28日（金） 午後5時 必着

#### <提出先>

横浜市建築局住宅部住宅再生課（十日市場担当）

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル4階

### 3 選定について

#### (1) 選定方法

選定は事業者選定委員会が次のとおり行います。なお、選定段階や当落等に関わる内容についての問合せには一切応じられません。

##### ア 審査手順

###### (ア) 書類確認

- ・提出資料により、応募者資格及び書類確認を行います。
- ・提出資料に不備がある場合や「第3 公募内容」(16 ページ参照)における「1 前提条件」及び「3 提案を求める内容」が提案されない場合は失格となります。

###### (イ) プレゼンテーション・ヒアリング

- ・応募者資格を満たし、提案資料にも不備のない場合は、応募者によるプレゼンテーション及び事業者選定委員会によるヒアリングを実施します。(日時等詳細については別途連絡します。)
- ・応募者に対し追加書類の提出を事前に求める場合があります。追加書類については、事前に「第8 問合せ先」(38 ページ参照)に記載の「公募の事務局及び公募・選定に関する問合せ・各種手続の申込み先」に提出してください。
- ・プレゼンテーションは提案資料を用いて行ってください。

###### (ウ) 提案審査

提案資料及びプレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ、提案を求める内容・項目ごとに評価を行います。

##### イ 事業予定者の選定

提案審査で合計得点が最も高い応募者を「最優秀者」とし、2番目に点数が高い応募者を「優秀者(次点)」として選定します。最優秀者の応募者を「事業予定者」とします。

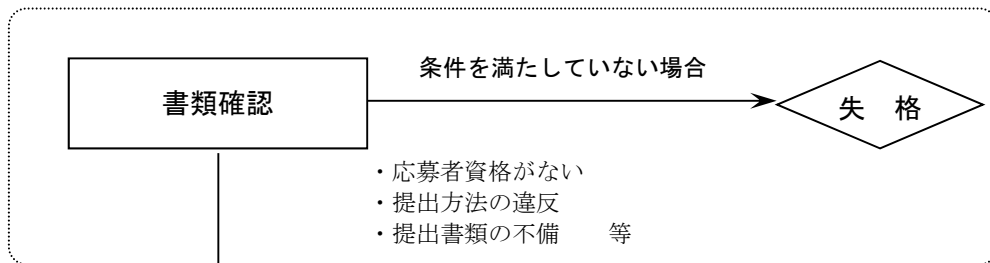
#### (2) 選定結果の公表

「最優秀者」及び「優秀者」の選定結果は、速やかにすべての応募者に文書にて通知し、ホームページ上で公表します。「最優秀者」及び「優秀者」以外について匿名とします。

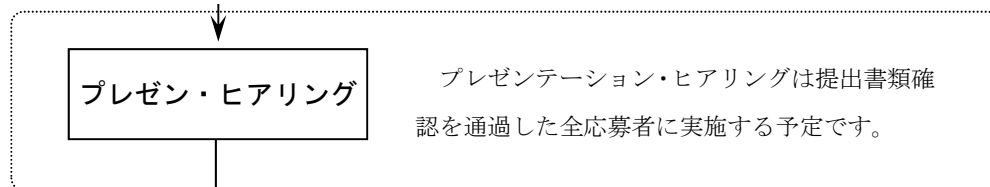
また、「最優秀者」の提案内容は、広く一般に公開されます。

**参考：選定の流れ**

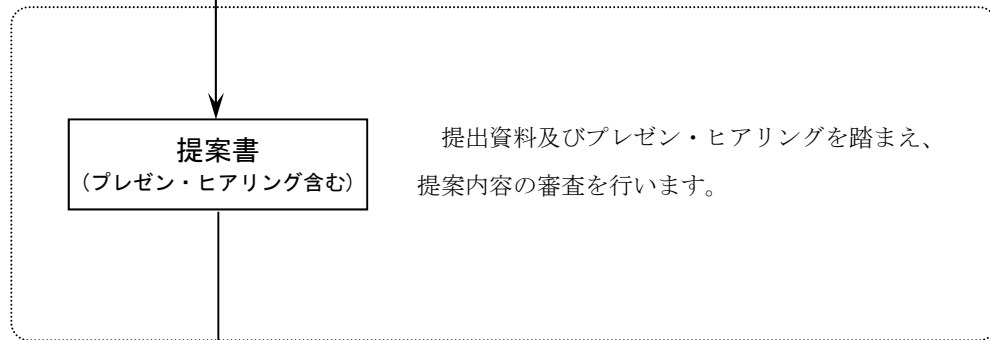
**【書類確認】**



**【プレゼンテーション・ヒアリング】**



**【提案審査】**



合計得点の算出

応募資格を満たした応募者の中から選定されます。優秀者（次点）も同様です。

最優秀者の選定

最優秀者の応募者が、事業予定者となります。

事業予定者の決定

**参考：事業者選定委員会**（横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会）

（敬称略、委員長以外五十音順）

【委員】

2019年2月1日現在

氏名	所属等	分野
<b>【委員長】</b> いわむら かずお 岩村 和夫	東京都市大学 名誉教授	環境デザイン
あきもと たかし 秋元 孝之	芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授	建築設備、CASBEE
いわた としえ 岩田 利枝	東海大学工学部建築学科 教授	建築環境
なかじょう やすひこ 中城 康彦	明海大学不動産学部 学部長・教授	不動産事業計画
むらき みき 村木 美貴	千葉大学大学院 工学研究院 教授	都市計画 低炭素型都市づくり

【臨時委員】

氏名	所属等	分野
いしづか はるひさ 石塚 治久	一般財団法人 日本不動産研究所 横浜支所 支所長	不動産
むらい ゆういち 村井 祐一	田園調布学園大学 人間福祉学部社会福祉学科 学部長・教授	地域福祉
よしかわ ちえこ 吉川 知恵子	神奈川県弁護士会 弁護士	法律
よねだ さちこ 米田 佐知子	子どもの未来サポートオフィス 代表	子育て

## 第5 事業予定者決定後の措置に関する事項

### 1 契約等の手続

#### (1) 事業実施協定の締結

「事業予定者」は、原則2019年10月31日までに、横浜市と事業実施協定を締結します。事業実施協定の締結以降、「事業予定者」を「事業者」とします。

#### (2) 土地売買契約（仮契約）の締結

事業者は、原則2019年10月31日までに、横浜市と土地売買契約（仮契約）を締結しなければなりません。土地売買契約（仮契約）は、市会の議決後に本契約に移行します。

なお、事業予定者（事業者）の事由により土地売買契約（仮契約）の締結が困難となった場合には、事業予定者（事業者）の決定を取り消すことがあります。

#### (3) その他

事業実施協定及び土地売買契約の締結に関しての必要な費用は、事業予定者の負担とします。事業予定者決定日から、事業実施協定締結までの間、事業予定者が応募者の資格を欠くに至った場合、事業実施協定及び土地売買契約を締結しません。

### 2 事業者の権利義務等に関する制限

#### (1) 債権の譲渡

事業者が横浜市に対して有する土地売買契約に係る土地の債権（土地買受けの権利）は、横浜市の承諾がなければ譲渡することができません。

#### (2) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が横浜市に対して有する土地売買契約に係る土地の債権（返還金）に対する質権の設定及びこれの担保提供は、横浜市の承諾がなければ行うことができません。



### 3 横浜市と事業者の責任分担

#### (1) 責任分担の基本的な考え方

原則として、この公募における建設等に関するすべての責任は、事業者が負うものとします。

ただし、横浜市が責任を負うべき合理的な理由がある事項等については、事業者と横浜市で協議により責任分担を決定します。

#### (2) 予想される事業推進上のリスクと責任分担

ア 事業者の提案内容及びその後の設計変更等に起因する損害等については、事業者が責任を負うものとします。

イ 事業者は、応募者を構成する法人がやむを得ず脱退した場合でも、事業の遂行に努めるものとします。

ウ 計画内容、建設工事に係る近隣への説明は事業者が行うものとし、事業者が責任を負うものとします。横浜市が指定した条件によるものは、横浜市と事業者で協議を行うものとします。

エ 地中障害等により建設工事又は近隣に対し、想定外の損害や被害が発生した場合は、横浜市と事業者で協議を行うものとします。

オ 自然災害、工事関係以外の事故等の影響により、施工計画及び工事工程に多大な影響を及ぼす恐れがあるときは、横浜市と事業者で協議を行うものとします。

カ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工業材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、事業者が負うものとします。

### 4 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

#### (1) 基本的な考え方

土地売買契約の規定の解釈について疑義が生じたときは、横浜市と事業者は誠意をもって協議を行い、協議が整わない場合は、土地売買契約に規定する具体的措置に従うものとします。

#### (2) 管轄裁判所の指定

土地売買契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 5 事業の継続が困難になった場合における措置

### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、横浜市は事業者に対して、一定の期間内に修復策の提出・実施を求めることができます。

また、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、横浜市は土地売買契約を解除することができます。その場合、関係者に生じた損害は事業者が賠償するものとします。

### (2) 事業者の責めに帰すことができない事由の場合

不可抗力など、横浜市及び事業者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合、両者は継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより土地売買契約を解除できるものとします。

## 6 契約等の停止条件

横浜市と土地売買契約予定者が締結する土地売買契約（仮契約）は、市会の議決によって本契約に移行されます。市会で否決された場合は、土地売買契約（仮契約）は効力を失うものとします。

## 7 事業予定者決定の取消及び優秀者（次点者）の繰り上げ

事業予定者の責めに帰すべき事由により、事業実施協定が締結できない場合は、横浜市は、事業予定者の決定を取り消すことがあります。

また、協議に合意が得られず事業実施協定の締結に至らなかつた場合は、優秀者（次点）を繰り上げて事業予定者としての協議を行います。

## 第6 土地の売払い

### 1 土地の取扱い

22 街区（土地面積：11,444.23 m<sup>2</sup>）は、土地を売り払う街区とし、横浜市と土地売買契約（仮契約）を締結します。土地売買契約予定者は、応募者の中から単一もしくは複数の法人としてください。  
なお、土地売買契約については、市会の議決案件になるため、議決を経て、本契約に移行します。

### 2 土地の売払いについての手続等

#### (1) 土地価格

22 街区	1, 7 2 2, 3 5 6, 6 1 5 円	(1 5 0, 5 0 0 円/m <sup>2</sup> )
-------	--------------------------	----------------------------------

この土地価格は、2018 年 11 月 26 日時点です。

価格時点から 1 年以上を経過して土地売買契約を締結する場合、時点修正等の補正を行うことがあります。

#### (2) 売買代金納付方法

土地売買契約（本契約）締結後、原則 1 カ月以内で両者の定める日に、売買代金の全額を納付してください。

#### (3) 土地の引渡し

売買代金を全額納付したとき、土地を引き渡します。

土地売買契約（仮契約）締結時から土地引渡しまでの間に、土地の形状に変更があったとしても横浜市は現状のままで土地を引き渡します。事業者は受領書を提出してください。

#### (4) 所有権移転登記

所有権の移転登記は土地の引渡し後、事業者の請求により横浜市が行います。

なお、所有権移転登記等に要する費用は事業者の負担とします。

## (5) 買戻の特約及び登記

「第6-3」に定める指定用途、指定期日、指定期間、及び「第6-2-(6)」に定める売払物件の譲渡禁止について、契約違反があった場合に、横浜市は、無条件で売買物件を買い戻すことができます。

そのため、土地売買契約締結（本契約）の日から10年間の買戻しの特約をするとともに、買戻特約の登記を行います。

指定期間の満了後、指定用途及び売払物件の譲渡禁止について、義務に違反する事実がないと認めるときは、買戻特約を解除し、事業者の請求により横浜市が買戻特約登記を抹消します。この登記に必要な費用は事業者の負担とします。ただし、協議を通じて横浜市が認めた場合は、指定期間の満了前に買戻しの特約を解除することができるものとします。

## (6) 売払物件の譲渡禁止

土地売買契約（本契約）締結から指定期間が終了するまでの間は、横浜市の承認を得ないで、売払物件の所有権を第三者に移転し又は貸し付けてはなりません。

ただし、次に該当する場合は、譲渡を認めることとします。

ア 提案書に記載されており、売払物件の所有権を第三者に移転又は貸付けることが明らかな場合。

イ その他、事業計画上必要であると、横浜市が認めた場合。

また、提案内容に記載されていない場合でも、事前に詳細な理由を付した願書を提出し、記載された譲渡の理由が、真に事業の進捗に必要なものであると、横浜市が認めたときは、譲渡を承認するものとします。

### **3 用途指定**

横浜市は、土地売買契約に用途を指定（指定用途）するとともに、指定用途に供さなければならない期日を指定（指定期日）します。指定用途は提案内容に基づくものとします。

また、事業者は、指定期日から5年が経過する日まで、引き続き、指定用途に供さなければならないものとします（指定期間）。

指定用途の変更又は解除、指定期日又は指定期間の変更を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した願書を提出し、横浜市の書面による承認を得なければならないものとします。

### **4 違約金**

事業者は「第6-3」に定める指定用途、「第6-2-(6)」に定める売払物件の譲渡禁止に違反した場合には、売払代金の30%に相当する額を違約金として支払わなければなりません。

また、公有財産売買契約書に定める必要な実地調査等に協力しない場合には、売払代金の10%に相当する額を違約金として支払わなければなりません。

### **5 土壌汚染**

横浜市では、当該地の土壌汚染調査を実施しており、調査の結果、土壌汚染対策法の基準値を満たしていることを確認しています。事業予定者には、必要に応じて調査結果を公開します。

### **6 街区内に残存する工作物等の撤去について**

街区内の整備、造成等に伴い、残存するフェンス・ガードレール、アスファルト舗装の工作物等の撤去費用については、事業者の負担で行うものとします。

### **7 瑕疵担保**

土地売買契約（本契約）締結後に、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵（土壌汚染及び残存地中障害物を含む。）があることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求、及び契約の解除をすることができないものとします。

### **8 その他**

土地の売払いに関することは、この公募要項によるほか、地方自治法、地方自治法施行令、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、横浜市暴力団排除条例、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則の定めるところによります。

## 第7 その他

### 1 失格要件

失格要件として、応募者及び協力者が次のいずれかに該当すると認められた場合、この公募における資格を失うものとします。事業予定者決定後から事業実施協定締結までの間の、以下の場合は、資格を失い、優秀者（次点）を繰上げ、事業予定者として協議を行います。

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合。
- (2) 提出資料の内容について、雑誌や書籍、ホームページ等、著作物から複製した場合等、著作権侵害であると認められた場合。
- (3) 破産又は倒産し、事業継続ができない場合。
- (4) 「第4-1-(2) 応募者等の資格」の条件を満たしていないことが発覚した場合。
- (5) 提案内容が実現不可能になったと認められた場合。
- (6) 横浜市が必要と認めた場合以外で、事業予定者決定前に事業者選定委員会委員、横浜市及び公募の事務局業務の受託者である株式会社都市環境研究所の関係職員と接触した場合。

### 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に関わる事務処理に利用するほか、この事業に関わること以外には利用しません。

### 3 その他

- (1) 都市計画法、建築基準法等の関係法令及び条例等の適用については、応募者自らの責任において確認し、関係機関と協議し、遵守してください。
- (2) 事業者は、土地売買契約締結後であっても、横浜市の求めに応じ、計画や施工に関する協議や調整を行うとともに、地元自治会・町内会等の周辺住民への積極的な情報提供に努め、周辺住民の意見には誠意をもって対処してください。
- (3) 必要に応じて、提案書等の内容について応募者に確認の連絡をする場合があります。
- (4) 提案書等は返却しませんのでご注意ください。
- (5) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (6) 提案書の著作権は、応募者又は協力者に帰属します。ただし、横浜市は、審査結果の公表等に必要の場合は無償で使用できるものとし、応募者は提案に当たりあらかじめ了承するものとします。
- (7) 提案内容については公正性、透明性を期すため「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

## 第8 問合せ先

建築局住宅部住宅再生課（十日市場担当）

（公募の事務局及び公募・選定に関する問合せ・各種手続の申込み先）

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル4階

TEL:045-671-4083 FAX:045-641-2756 電子メール：[kc-jutakusaisei@city.yokohama.jp](mailto:kc-jutakusaisei@city.yokohama.jp)

株式会社 都市環境研究所

（公募の事務局業務の受託者）

〒113-0033 東京都文京区本郷2-35-10